

1 会社概要

1. 概要

会 社 名	JFE スチール株式会社
英 文 社 名	JFE Steel Corporation
創 立	2003 年（平成 15 年）4 月 1 日
資 本 金	239,644 百万円（非上場）
株 式 数	5 億 3,917 万株（2024 年 3 月末）
連結売上収益	3 兆 7,160 億円（2023 年度）
セグメント利益	2,027 億円（同上）
社 長	広瀬 政之
従 業 員 数	14,599 名（単独）（2024 年 3 月末） 43,081 名（連結）（同上）
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.jfe-steel.co.jp/

2. 沿革

川崎製鉄		NKK
1878 年 4 月	川崎正蔵、東京築地に川崎築地造船所を創業	
1896 年 10 月	(株)川崎造船所 設立 初代社長 松方幸次郎	
		1912 年 6 月 日本鋼管(株) 設立 初代社長 白石元治郎
		1916 年 4 月 (株)横浜造船所 設立 (のち(株)浅野造船所と改称)
		1936 年 6 月 最初の高炉を火入れし、 銑鋼一貫体制を確立
1939 年 12 月	(株)川崎造船所を川崎重工業(株)と改称	
		1940 年 10 月 鶴見製鉄造船(株) (旧(株)浅野造船所)を合併
1943 年 8 月	知多工場開設	
1950 年 8 月	川崎重工業(株)の製鉄部門を 分離・独立 川崎製鉄(株) 設立 初代社長 西山弥太郎	

川崎製鉄		NKK	
1951 年 2 月	千葉製鉄所開設（戦後日本初の近代的銑鋼一貫製鉄所）		
1961 年 7 月	水島製鉄所開設（岡山県倉敷市）		
		1965 年 2 月	福山製鉄所 開設 （広島県福山市）
		1968 年 4 月	京浜製鉄所 開設（川崎・鶴見・水江の3製鉄所を統合）
		1971 年 12 月	京浜製鉄所にて扇島建設着工
1977 年 4 月	フィリピン・シンター・コーポレーションで焼結鉱の生産開始		
1984 年 7 月	カリフォルニア・スチール・インダストリーズ社に経営参加		
		1990 年 3 月	タイ・コーテッド・スチール・シート社およびタイ・コールド・ロールド・スチールシート社設立
2000 年 4 月	製鉄所間協力の検討開始		
2001 年 4 月	経営統合を発表		
2001 年 7 月	LSI 事業部を分割し、川崎マイクロエレクトロニクス(株)設立		
2002 年 9月27日	JFE ホールディングス(株) 設立		
		2002 年 10 月	日立造船(株)との共同出資会社ユニバーサル造船(株)へ造船事業を営業譲渡

JFE スチール	
2003 年 4 月 1 日	JFE スチール(株) 設立
2003 年 12 月	広州 JFE 鋼板有限公司 設立
2008 年 11 月	JFE スチール ガルバナイジング タイランド 設立
2009 年 4 月	JFE グループの研究開発体制の再編に伴い、JFE 技研(株)の一部を統合
2009 年 11 月	インド JSW スチール社と戦略的包括提携契約を締結
2011 年 4 月	JFE グループの都市開発事業の再編に伴い、JFE 都市開発(株)を統合
2012 年 4 月	JFE 条鋼・ダイワスチール・東北スチール・豊平製鋼の4社が、JFE 条鋼を存続会社として合併
2013 年 5 月	JFE スチール ガルバナイジング インドネシア 設立
2015 年 5 月	アル・ガービア・パイプ社 設立
2015 年 9 月	フォルモサ・ハティン・スチール・コーポレーションに資本参加 技術供与契約等を締結
2016 年 4 月	JFE メカニカル・JFE 電制の2社が、JFE メカニカルを存続会社として合併
2016 年 8 月	ニューコア・JFE スチール・メキシコ設立
2017 年 4 月	仙台製造所を JFE 条鋼から移管
2017 年 12 月	JFE・メランティ・ミャンマー設立
2020 年 3 月	宝武傑富意特殊鋼有限公司の持分の一部を取得
2022 年 4 月	JFE ミネラル・水島合金鉄・JFE マテリアルの3社は、JFE ミネラルを存続会社として合併
2024 年 2 月	JSW JFE エレクトリカル・スチール・プライベート・リミテッド設立

3. 会社の目的（定款第2条）

1. 鉄鋼の製造、加工および販売
2. 合金鉄、非鉄金属およびセラミックスの製造、加工および販売
3. 鉄鉱石その他の鉱物の採掘、加工および販売
4. 土木建築工事の企画、設計、監理および請負ならびに不動産の売買、貸借、仲介および管理
5. タール、ピッチ、粗軽油、ベンゼン、炭素製品、合成樹脂、酸化鉄・フェライト等磁性材料、触媒および化学肥料等の化学製品ならびにこれらの原料の製造、加工および販売
6. コンピュータおよびその周辺機器、電子機器用部品の製造および販売
7. 情報・通信システムの企画、開発、販売および保守管理ならびに通信事業
8. 産業・一般廃棄物処理業および廃棄物再生資源化事業
9. 電気の供給
10. ガスの製造および販売
11. 各種製造機械装置、各種製造設備の修理
12. 一般貨物自動車運送業、海上・港湾運送業および倉庫業
13. 研修施設、医療施設、スポーツ施設および駐車場等の経営、各種催事の企画および運営、一般旅行業ならびに警備業
14. 前各号に関する技術およびノウハウの販売ならびに同技術の研究、開発およびその受託
15. 前各号に附帯または関連する一切の事業

4. JFE グループ企業理念

JFE グループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。

5. JFE グループ行動規範

挑戦。柔軟。誠実。

6. JFE グループ企業行動指針

JFE グループの役員および社員は、「企業理念」の実現に向けたあらゆる企業活動の実践において、「行動規範」の精神に則るとともに以下の「行動指針」を遵守する。

経営トップは自ら率先垂範の上、社内への周知徹底と実効ある体制整備を行い、企業倫理の徹底を図るとともに、サプライチェーンにもこれを促す。

本行動指針に反する事態には、経営トップ自らが解決にあたり再発防止に努める。また、社内外への迅速かつ的確な情報公開を行い、権限と責任を明確にした上で厳正な処分を行う。

1. 良質な商品・サービスの提供
優れた技術に基づいた安全で高品質の商品とサービスの提供に努めるとともに、個人情報・顧客情報の保護に十分配慮し、お客様から高い評価と信頼を得る。また技術に立脚した事業の展開により、グループの持続的な成長と持続可能な社会の実現への貢献を目指す。
2. 社会に開かれた企業
企業情報についての積極的な公開に加え、幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。
3. 社会との連携と協調
良き企業市民として、社会との連携と協調を図り、積極的な社会貢献に努める。
4. グローバル化
グローバルな視点を持ち、各種の国際規範はもとよりそれぞれの文化や習慣を尊重し、世界の様々な人々との相互理解に努める。
5. 地球環境との共存
地球環境との共存を図るとともに、快適な暮らしやすい社会の構築に向けて主体的に行動する。
6. 政治や行政との関係
政治や行政との健全かつ正常な関係の維持・構築に努める。
7. 危機管理の徹底
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断し、違法・不当な要求には応じない。またテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底し、製品・サービスの安定供給により、市民社会の秩序や安全の維持に貢献する。
8. 人権の尊重
社会の人々、従業員を個として尊重し、企業活動において一切の差別を行わない。
9. 働きがいのある職場環境
従業員にとって魅力に富み、安全と健康に配慮した働きがいのある職場を提供する。
10. 法令の遵守
法令を遵守し、公正で自由な競争に心がけ、適法な事業活動を行うとともに、健全な商慣習に則り、誠実に行動する。

7. JFE グループ人材マネジメント基本方針

1. 人権の尊重と公平・公正な人材マネジメントの推進
すべての社員の人権を尊重するとともに、JFE グループ行動規範、企業行動指針の精神を実現する人材を育成し、公平・公正な人材マネジメントを行う。
2. 「人を育てる企業風土」の醸成と「働きがいのある職場」の構築
双方向のコミュニケーションの充実により、風通しの良い、人を育てる企業風土を醸成し、安全で魅力に富み、働きがいのある職場環境を構築する。
3. ダイバーシティの推進
女性・外国人・高齢者・障がい者等を含めた多様な人材が、その能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整える。

4. 優秀な人材の確保および育成の着実な実施

複雑化・多様化する変化の激しい経営環境のもと、グローバル競争を勝ち抜くため、多様かつ優秀な人材を安定的に採用し、技術力・現場力の強化に必要な技術・技能の蓄積と伝承、グローバル人材の育成を着実に実施する。

8. JFE グループ人権基本方針

JFE グループは、グループ全体で人権尊重の取り組みを推進し、事業活動の過程で影響を及ぼすすべてのステークホルダーに対してその責任を果たしていくために、国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づく当社グループの人権基本方針をここに定めます。

1. 人権の尊重に関する基本的な考え方

JFE グループは、「世界人権宣言」や「国際人権規約」等によって構成される国際人権章典や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を支持・尊重しています。

また、人権尊重が企業の社会的責任であるとともに経営基盤の一つであると考えており、企業行動指針に、社会の人々、従業員を個として尊重し、企業活動において一切の差別を行わないことを明示し、実践するとともに、自らが人権侵害に加担しないよう、人権を尊重・擁護する取り組みを推進しています。

本方針は、企業行動指針に基づいた当社グループの人権尊重の取り組みを約束するものです。

2. 適用範囲

本方針は、JFE グループのすべての役員および従業員に適用します。また、サプライチェーンをはじめとするすべてのステークホルダーの皆様にも本方針を理解し、支持していただく事を期待します。

3. 適用法令の遵守

JFE グループは、日本国はもとより、事業活動を行う各国または地域の法令や規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国または地域の法令や規制に矛盾がある場合には、可能な限り国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

4. 人権デューディリジェンス

JFE グループは、人権に対する負の影響を特定し、防止または軽減を図るための人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

5. 是正・救済

JFE グループは、事業活動にともなう人権への負の影響に関する社内外からの通報窓口を設置しています。人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合には、必要な手続きを通じてその是正・救済に取り組みます。

6. 教育

JFE グループは、すべての役員および従業員が本基本方針を理解し実践できるよう、人権尊重に関する適切な教育を行います。

7. 責任者

JFE グループは、JFE ホールディングス株式会社の社長を議長とするグループサステナビリティ会議において、本方針の遵守状況と取り組みについての実施状況の監督を行います。

8. ステークホルダーとの対話や協議

JFE グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、外部の専門知識を活用するとともに、社内外のステークホルダーとの対話や協議を行います。

9. 情報開示

JFE グループは、人権尊重の取り組みやその進捗状況に関する情報について、ホームページ等を通じて適切に開示します。

10. 事業に関連する人権課題

(1) 差別の禁止と法の下での平等

JFE グループは、企業活動に関する一人ひとりを個として尊重し、人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、門地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無等に関する一切の差別を行いません。

(2) ビジネスパートナーへの展開

JFE グループは、当社グループが人権を尊重・擁護する取り組みについて、すべてのビジネスパートナーに対しても協力を求め、人権が尊重・擁護される社会の実現に貢献していきます。

(3) ハラスメント

JFE グループは、性別・地位などを背景にした、相手の尊厳を傷つけ不快感を与える言動等、その他一切のハラスメント行為を行いません。

(4) 強制労働と児童労働

JFE グループは、すべての国、地域において一切の強制労働、児童労働を行いません。また、債務労働や人身売買等のいかなる形態の現代奴隷も許容しません。

(5) 労働安全衛生と適切な労働環境

JFE グループは「安全はすべてに優先する」という基本姿勢のもと、安全健康活動を進め、心身ともに安心して働くことができる安全で健康的な職場づくりに取り組みます。

(6) 労働時間と十分な生活水準を享受できる賃金

JFE グループは、事業活動を行う国や地域において適用される労働時間と賃金に関するすべての法令を遵守します。また、十分な生活水準を享受できる賃金の実現に取り組みます。

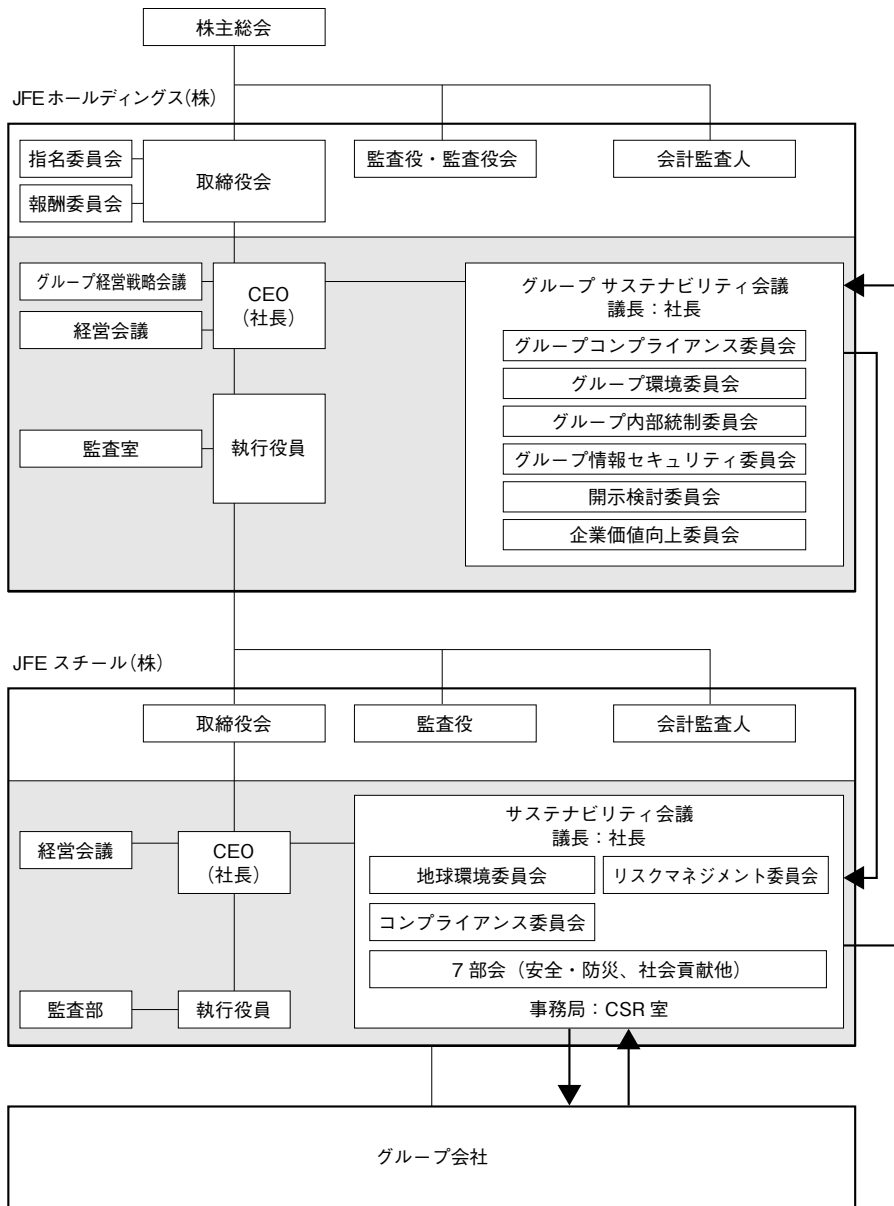
(7) 結社の自由・団体交渉権

JFE グループは各国の法令や労働協約に則り、結社の自由、団体交渉を行う権利を尊重します。また、各国の法令や労働慣行を踏まえつつ、国際規範に則り、常に従業員と誠実かつ積極的な対話を通じて、健全な労使関係の構築と問題解決に取り組みます。

(8) 地域住民・先住民族の権利

JFE グループは、事業活動を行う地域における住民の土地の権利、水へのアクセス、安全、健康、先住民族の権利などを尊重し、配慮します。

9. 経営体制および CSR 体制



10. コンプライアンス

a. 推進体制

JFE スチール コンプライアンス委員会	
委員長	広瀬社長
メンバー	小川副社長 福島副社長 祖母井副社長 須田副社長 上田副社長 錦織専務執行役員（西日本製鉄所長） 花澤専務執行役員（スチール研究所長） 永井専務執行役員（東日本製鉄所長） 田中常務執行役員（仙台製造所長） 森岡常務執行役員（知多製造所長） 西馬監査役 平林監査役 原監査役 安藤専務執行役員 松尾専務執行役員 池田常務執行役員
役割・機能	① 重要施策の審議・決定 ② 重大事態発生時の対応策の審議・決定
開催	必要に応じ随時開催
	事務局（総務部総務室）

コンプライアンス推進会議	
メンバー	池田常務執行役員 総務部長、法務部長 人事労政部長、人権啓発室長 関連企業部長 各事業所一 総務部長 その他関連部署の長
役割・機能	① 行動指針、ルールの周知 ② コンプライアンス関連情報の交換
開催	必要に応じ随時開催

b. 企業倫理ホットライン

経営トップに直接報告・相談できる窓口として「企業倫理ホットライン」を設置。
2018年10月より、外部窓口（弁護士事務所）を設置。

〔社内窓口〕①電子メール：「社内イントラ」の「コンプライアンス」専用画面から送信
②電話：コンプライアンス委員会事務局専用電話宛に電話
③親書：「企業倫理ホットライン」宛に親書を郵送

〔外部窓口〕①電子メール：外部窓口の専用メールアドレスに電子メールで送信
②電話：外部窓口の専用電話宛に電話
③親書：外部窓口宛に親書を郵送